　　　　　　　　　　　　　　　フローチャート

①　事前協議　　　消防本部予防課危険物係

　　　 ↓

②　事前届出

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書」

「実施計画書」の作成

予防規定を定める危険物施設については、当該予防規定に

事前計画書の内容を反映させる事

　　　 ↓

③　事前確認

　 　　 ↓

④　災害発生

　 　　 ↓

事前計画書の提出、又は、聞き取り等により、安全対策が図られていると認められるものに関しては、口頭による承認が可能

⑤ 電話等承認

　 　　 ↓

⑥仮貯蔵・仮取扱い開始

　 　　 ↓

繰り返し承認は無制限ではなく、必要な場合に限られる

⑦繰り返し承認

　　　　↓

⑧　現場調査　　　不備が認められる場合は安全対策を指導

　 　　 ↓

魚沼市火災予防条例第50条により手数料は減額又は免除する事が出来る

⑨ 事後手続き